

平成十八年二月

国際水路機関条約の改正議定書の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	議定書の内容	一
1	機関の将来像等の明確化	二
2	機関の目的の具体化	二
3	内部機関	二
4	総会	二
5	理事会	二
6	財政委員会	二
7	事務局	二
8	意思決定手続	二
9	国際機関との関係	三
10	一般規則及び財政規則	三
11	特権及び免除	三
12	分担金の延滞	三
13	寄託者	三

14	条約への加入	三
15	条約の改正	三
16	条約の廃棄	三
17	過去に採択された改正の効力	三
18	最終規定	三
三	議定書の実施のための国内措置	四
(参 考)		五

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 国際水路機関（以下「機関」という。）は、海図等の水路図誌を通じて、全世界の航海を一層容易かつ安全にすることに貢献することを目的に、昭和四十二年（千九百六十七年）に作成された国際水路機関条約（以下「条約」という。）をもって設立された国際機関である。我が国は、同年十二月に批准を条件として署名し、昭和四十四年（千九百六十九年）六月に批准書を寄託した。条約は、昭和四十五年（千九百七十年）に効力を生じた。

(2) 機関が設立された当時は、紙による海図が一般的であったが、近年の急速な情報技術の進展により航海用電子海図が登場する等、水路業務を巡る状況は急速に変化している。このような技術開発がもたらした水路業務に関する様々な変化に対応するため、機関をより柔軟かつ迅速な意思決定が可能な近代的な組織とすることが求められてきた。

(3) このような状況から、昨年四月十四日、モナコで開催された第三回臨時国際水路会議において、条約を改正することを内容として、この議定書が採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、機関に総会、理事会等を設置することにより、機関の組織を全面的に改正することを内容とするものである。我が国がこの議定書を締結することは、水路業務における国際協力を増進するとの見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により新たな措置をとる義務は生じない。

4 早期国会承認が求められる理由

我が国は、世界有数の海運国であることから、水路業務の重要性にかんがみ、従来からこの機関で大きな役割を果たしてきた。近年の技術開発により水路業務を巡る状況が急速に変化している中で、水路図誌等の国際基準の統一及び発展に対する要請が一層高まっているため、水路業務における国際協力を増進するとの見地から、我が国がこの議定書を早期に締結することが望ましい。

二 議定書の内容

この議定書は、本文二十箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

- 1 機関の将来像等の明確化（この議定書第一条によって改正される条約前文）
海上における安全及び効率を促進し、並びに海洋環境の保護及び持続可能な利用を支援する権威のある水路機関となることという機関の将来像等を明確化する。
- 2 機関の目的の具体化（この議定書第二条によって改正される条約第二条）
水路業務に関する国際基準の確立等機関の目的を具体化する。
- 3 内部機関（この議定書第四条によって改正される条約第四条）
機関の内部機関として、総会、理事会、財政委員会、事務局及び補助機関を置く。
- 4 総会（この議定書第五条によって改正される条約第五条）
総会は、機関の基本的な内部機関であり、すべての加盟国で構成される。総会は、三年ごとに通常会合を開催し、その任務は、機関の全般的な政策、戦略及び事業計画を決定すること等である。
- 5 理事会（この議定書第六条によって改正される条約第六条）
理事会は、原則として加盟国の四分の一で構成され、その任務は、総会の会合と会合との間において機関の活動を調整すること等である。
- 6 財政委員会（この議定書第七条によって改正される条約第七条）
財政委員会は、すべての加盟国に開放され、その任務は、機関の予算見積り等を検討し、意見及び勧告を総会に表明することである。
- 7 事務局（この議定書第八条によって改正される条約第八条）
事務局は、事務局長、部長等によって構成され、その任務は、機関の予算見積り等を作成し、財政委員会及び理事会に提出すること等である。
- 8 意思決定手続（この議定書第九条によって改正される条約第九条）

- 9 コンセンサス方式によって決定することができない場合の機関における意思決定手続について規定している。
- 10 国際機関との関係（この議定書第十条によって改正される条約第十条）
機関は、国際機関であつてその利益及び活動が機関の目的に関連のあるものと協力することができる。
- 11 一般規則及び財政規則（この議定書第十一条によって改正される条約第十一条）
機関の運営に関する細目は、一般規則及び財政規則で定め、これらの規則と条約とが抵触する場合には、条約が優先する。
- 12 特権及び免除（この議定書第十二条によって改正される条約第十三条）
機関は、法人格を有し、加盟国の同意を得ることを条件として、必要な特権及び免除を享受する。
- 13 分担金の延滞（この議定書第十四条によって改正される条約第十五条）
分担金の払込みが二年間延滞している加盟国は、一定の制限を受ける。
- 14 寄託者（この議定書第十五条によって改正される条約第十六条）
条約の寄託者及びその任務について規定している。
- 15 条約への加入（この議定書第十七条によって改正される条約第二十条）
条約への加入手続について規定している。
- 16 条約の改正（この議定書第十八条によって改正される条約第二十一条）
条約の改正及びその効力発生について規定している。
- 17 条約の廃棄（この議定書第十九条によって改正される条約第二十二条）
条約の廃棄手続について規定している。
- 18 過去に採択された改正の効力（議定書第二十条）
第十三回及び第十五回国際水路会議において採択された改正であつて、効力を生じていないものは、今後効力を生じない。
- 19 最終規定（議定書末文）
この議定書の効力発生について規定している。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成十七年四月十四日 モナコにおいて採択
- 2 効力発生 平成十八年二月一日現在 未発効（寄託者が加盟国の三分の二から承認の通告を受領した後三箇月で効力を生ずる。）
- 3 締約国 平成十八年二月一日現在 五箇国
キプロス、デンマーク、ドイツ、モロッコ、ノルウェー